

## 第 4 6 1 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

### 第 2 本件審査請求に至る経過

- 1 令和 5年12月 8日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

名古屋市情報あんしん条例施行細則第 9条において「実施機関の意思決定に当たっては行政文書を作成すること並びに事務及び事業の実績について行政文書を作成することを原則とするものでなければならない。」とされているところ、実施機関には附属機関（各種委員会、審議会等）は含まれないため、附属機関には名古屋市情報あんしん条例施行細則第 9条が適用されないことがわかる一切の文書。

- 2 同月21日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求に係る行政文書（以下「本件対象文書」という。）を作成又は取得しておらず不存在であることを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同月25日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

### 第 3 実施機関の主張

弁明書によると、実施機関は、本件対象文書を非公開とした理由について、おおむね次のとおり主張している。

- 1 本件審査請求の理由は、名古屋市長名で発出された令和 5年 8月 7日付け弁明書（5子保運第 128号。以下「本件弁明書」という。）には、「名古屋市情報あんしん条例施行細則第 9条では、「実施機関の意思決定に当たっては行政文書を作成すること」を原則とするものとあるが、名古屋市障害児指導委員会は、市長の附属機関であり実施機関ではないため、名古屋市情報あんしん条例は直接適用されない。」との記載があることから、少なくとも本件弁明書が作成されているため、本件処分は条例第 7条（行政文書の公開の義務）に違反するというものである。つまり、本件請求につき実施機関には少なくとも本件弁明書を公開する義務があったということが本件審査請求の

理由とされている。

2 しかしながら、本件請求の内容は、実施機関には附属機関は含まれないため、附属機関には名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号。以下「細則」という。）第9条が適用されないことがわかる一切の文書であり、そのことを示す根拠、解釈、解説等が記載された行政文書の公開請求であったと解されるところ、審査請求書において引用される本件弁明書の記載はこれに当たるものとはいえない。弁明書が審査請求に係る審理手続において実施機関の処分の理由等を記載するものであるという性格からしても、本件弁明書がこのようなものとはいえないことは明らかである。

3 また、審査請求人は、本件弁明書の写しを審査請求書に添付して提出しているとおおり、審査請求人が本件審査請求とは別に行った審査請求に係る本件弁明書を、その審査請求人という立場で既に取得している。本件請求は、審査請求人が本件弁明書を取得した上で行われたものであるから、当然、本件弁明書の記載は審査請求人にとって本件請求の内容を満たすものではなく、本件弁明書の記載に係る実施機関の主張の基となる行政文書の公開を求める趣旨であったと考えるのが合理的である。したがって、本件審査請求には理由がない。

4 本件処分は、本件請求の内容を満たす行政文書が存在しなかったことから行ったものである。

本件請求において引用されている細則第9条の規定は、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）に基づき実施機関の設ける行政文書の管理に関する定め要件の一つである（あんしん条例第6条第2項及び細則第8条）。あんしん条例の実施機関の定義は、同条例第2条第1項に規定するとおおりであり、附属機関は実施機関には該当しない。よって、附属機関はこのような行政文書の管理に関する定めを設け、その管理を行う主体ないし単位には当たらないという意味で、細則第9条の規定の適用は受けない。

5 附属機関については、「附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする」とされており（地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の3第3項）、執行機関において附属機関に係る事務が分掌されている。そしてその執行機関に当たる実施機関において、附属機関に係る行政文書の作成その他の行政文書の管理もなされるものであり、実施機関における附属機関に係る行政文書について細則第9条の規定が適用されないということではない。

これらのことはあんしん条例等からいえることであって、本件処分は、行政文書としては本件請求に係るものが存在しなかったためになされたものである。

したがって、本件処分は違法又は不当なものではない。

#### 第 4 審査請求人の主張

##### 1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、公開請求に係る文書の公開を行うとの裁決を求める。

##### 2 本件審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨に記載した請求に対して、請求に係る行政文書について作成又は取得しておらず、存在しないため非公開とのことであった。

しかしながら、名古屋市長名で発出された本件弁明書には『名古屋市情報あんしん条例施行細則第 9条では、「実施機関の意思決定に当たっては行政文書を作成すること」を原則するものとあるが、名古屋市障害児指導委員会は、市長の附属機関であり実施機関ではないため、名古屋市情報あんしん条例は直接適用されない。』との記載がある。

以上のことから、審査請求に係る文書として少なくとも、本件弁明書は作成されていることから、審査請求に係る文書を公開しない処分は、条例第 7条(行政文書の公開の義務)に違反している。

(2) 実施機関は、「本件請求の内容は、実施機関には附属機関は含まれないため(中略)一切の文書であり、そのことを示す根拠、解釈、解説等が記載された行政文書の公開請求であったと解される」と情報公開請求の対象を根拠、解釈、解説等と限定して解釈しているが、審査請求人の請求の対象は「一切の文書」であることから、根拠、解釈、解説等と限定した解釈は不当である。

(3) また、審査請求に係る審理手続において実施機関の処分の理由等を記載するという性格からして本件弁明書がこのようなものとはいえないと弁明しているが、本件弁明書は市長名で発出された行政文書であるのは明白であり、請求の対象である「一切の文書」に当然含まれる。

(4) さらに、実施機関は本件弁明書とその審査請求人という立場で既に取得しているので、本件審査請求には理由がないとしている。しかし、市政情報室の話では、情報公開請求は誰が請求しようとも請求内容が同じであれ

ば、同じ内容が開示されるとのことである。つまり、審査請求人が本件弁明書を取得していることは、情報公開には一切影響がないということである。したがって、本件処分は不当である。

- (5) 実施機関は、行政文書としては本件請求に係るものが存在しなかったためなされたと弁明しているが、審査請求に係る文書として少なくとも、本件弁明書は存在していることから、実施機関の処分は不当であり、少なくとも本件弁明書は開示されるべきである

## 第 5 審査会の判断

### 1 争点

実施機関が、本件対象文書を不存在とした本件処分の妥当性が争点となっている。

### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 本件処分の妥当性について

- (1) 審査請求人が公開を求める行政文書は、細則第 9 条において「実施機関の意思決定に当たっては行政文書を作成すること並びに事務及び事業の実績について行政文書を作成することを原則とするものでなければならない」とされているところ、実施機関に附属機関（各種委員会、審議会等）は含まれないため、附属機関には細則第 9 条が適用されないことがわかる一切の文書である。

- (2) 実施機関は、本件対象文書について、実施機関に附属機関は含まれないため、附属機関に細則第 9 条が適用されないことを示す根拠、解釈、解説等が記載された行政文書と解したが、本件請求の内容を満たす行政文書は不存在であることから、本件処分を行った。

一方、審査請求人は、本件弁明書が市長名で発出された行政文書であるのは明白であり、請求の対象である「一切の文書」に当然含まれる旨主張している。

(3) 以上を踏まえ、本件処分の妥当性について検討する。

ア 審査請求人は本件公開請求において、「一切の文書」を請求していることから、直ちに公開範囲について限定的な解釈を採ることは、情報公開制度の趣旨に照らすと慎重であるべきである。

しかしながら、上記(1)の請求内容を踏まえれば、本件対象文書を、附属機関に細則第9条が適用されないことを示す根拠、解釈、解説等が記載された行政文書と解した上で、上記第3の4及び5のとおり本件対象文書は存在しないとした実施機関の説明は特段不合理ではない。

イ そして、審査請求人が本件処分において特定すべきであったと主張する本件弁明書は、審査請求人が別に申し立てた審査請求に対して当該実施機関が弁明のために作成し審査庁へ提出した行政文書であり、特定の個人の審査請求に関して作成されたという性格からしても、根拠、解釈、解説等が記載された行政文書とは認められず、本件請求内容には当たらないとした実施機関の説明は合理的である。

4 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

#### 第7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 6年 1月12日	本件審査請求に係る諮問書の受理
2月26日	本件審査請求に係る弁明書の写しの受理
3月11日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
令和 7年 2月21日 (第81回第 1小委員会)	調査審議
3月21日 (第82回第 1小委員会)	調査審議
3月24日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小川淳、委員 米澤孝充、委員 渡部美由紀